

平成 31 年度以降入学者のデザイン研究科博士前期課程入学者選抜試験 (私費外国人留学生特別選抜) の変更について

平成 31 年度以降入学者のデザイン研究科博士前期課程入学者選抜試験における私費外国人留学生特別選抜の出願要件を、次のとおり変更する。

【変更前】 学生募集要項 3 ページより抜粋

3 出願資格

(3) 私費外国人留学生特別選抜

「一般選抜」の出願資格のいずれかに該当し、日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（平成〇〇年度第 1 回、平成〇〇年度第 2 回、平成△△年度第 1 回のいずれか）の本学が指定した科目（日本語）を受験した者、または独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施した日本語能力試験（JLPT）の N 1 に合格した者

※ 入学を許可された場合には、遅滞なく大学院入学に支障のない在留資格を取得してください。



【変更後】

3 出願資格

(3) 私費外国人留学生特別選抜

「一般選抜」の出願資格のいずれかに該当し、日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（平成〇〇年度第 1 回、平成〇〇年度第 2 回、平成△△年度第 1 回のいずれか）の本学が指定した科目（日本語）を受験した者で、「読解」、「聴解・聴読解」および「記述」の合計点が 240 点（450 点満点）以上の者、または独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施した日本語能力試験（JLPT）の N 1 に合格した者

※ 入学を許可された場合には、遅滞なく大学院入学に支障のない在留資格を取得してください。